

平成27年12月議会

議案説明資料

	ページ
1. 条例案	
議案第248号 福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例案	…… 1
2. 一般議案	
議案第259号 福岡市健康づくりサポートセンターに係る指定管理者の指定について	……10

保 健 福 祉 局

1 条例案

議案第 248 号

福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

本市における小児一次救急医療体制を継続して確保するため、小児科を急患診療センター、東急患診療所及び南急患診療所へ集約する。また、急患診療センターの機能の強化を図るため、同センターの小児科について土曜日の診療時間を拡大する。

2 改正内容

- (1) 博多・城南・西急患診療所については標榜科目を内科のみとし、小児一次救急医療については、急患診療センター、東急患診療所および南急患診療所の3カ所へ集約化する。
- (2) 土曜日における急患診療センター小児科の診療開始時間を午後7時から午後5時に変更する。

3 施行期日

平成28年4月1日

【参考】福岡市立急患診療所条例新旧対照表

※下線部が改正部分

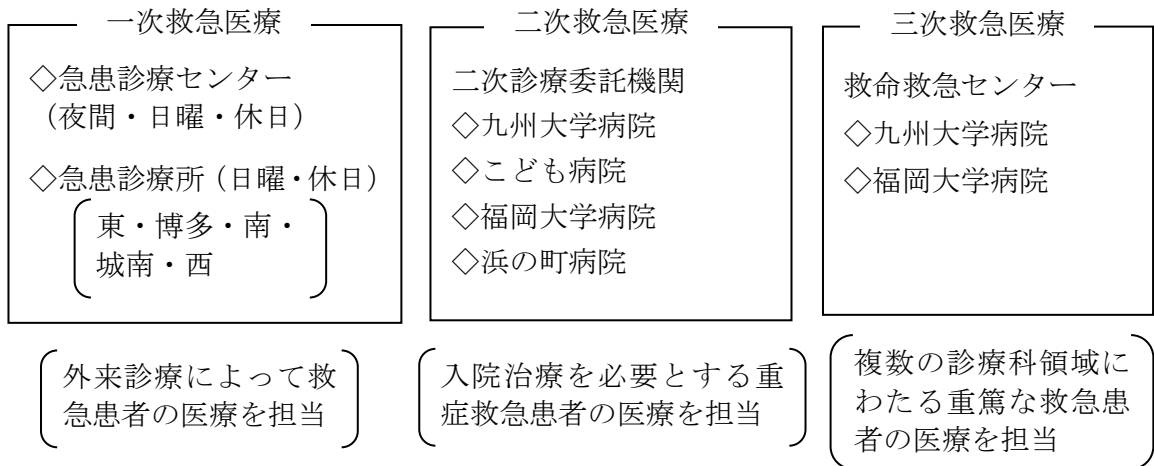
旧				新			
別表第1				別表第1			
名称	位置	診療科目	病床数	名称	位置	診療科目	病床数
福岡市立急患診療センター	福岡市早良区百道浜一丁目	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科	19床	福岡市立急患診療センター	福岡市早良区百道浜一丁目	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科	19床
福岡市立東急患診療所	福岡市東区箱崎二丁目	内科・小児科		福岡市立東急患診療所	福岡市東区箱崎二丁目	内科・小児科	
福岡市立博多急患診療所	福岡市博多区博多駅前二丁目	内科・ <u>小児科</u>		福岡市立博多急患診療所	福岡市博多区博多駅前二丁目	内科	
福岡市立南急患診療所	福岡市南区塩原三丁目	内科・小児科		福岡市立南急患診療所	福岡市南区塩原三丁目	内科・小児科	
福岡市立城南急患診療所	福岡市城南区鳥飼五丁目	内科・ <u>小児科</u>		福岡市立城南急患診療所	福岡市城南区鳥飼五丁目	内科	
福岡市立西急患診療所	福岡市西区内浜一丁目	内科・ <u>小児科</u>		福岡市立西急患診療所	福岡市西区内浜一丁目	内科	
福岡市立歯科急患診療所	福岡市中央区大名一丁目	歯科		福岡市立歯科急患診療所	福岡市中央区大名一丁目	歯科	

旧				新			
別表第2				別表第2			
区分		診療日	診療時間	区分		診療日	診療時間
福岡市立急患診療センター	内科・ 小児科	月曜日から 金曜日まで (休日を除く。)	午後7時30 分から翌日 の午前7時 まで	福岡市立急患診療センター	内科	月曜日から 金曜日まで (休日を除く。)	午後7時30 分から翌日 の午前7時 まで
		土曜日(休 日を除く。)	午後7時か ら翌日の午 前8時まで			土曜日(休 日を除く。)	午後7時か ら翌日の午 前8時まで
		日曜日及び 休日	午前9時か ら翌日の午 前8時まで			日曜日及び 休日	午前9時か ら翌日の午 前8時まで
	外科・ 産婦人 科	日曜日及び 休日	午前9時か ら翌日の午 前8時まで	福岡市立急患診療センター	小児 科	月曜日から 金曜日まで (休日を除く。)	午後7時30 分から翌日 の午前7時 まで
	眼科・ 耳鼻咽 喉科	日曜日及び 休日	午前9時か ら午後12時 まで			土曜日(休 日を除く。)	午後5時か ら翌日の午 前8時まで
日曜日及び 休日						午前9時か ら翌日の午 前8時まで	
福岡市立急患診療センター以外の診療所	日曜日及び 休日	午前9時か ら午後5時 まで	福岡市立急患診療センター以外の診療所	日曜日及び 休日	午前9時か ら午後5時 まで		
				外科 ・産婦 人科		日曜日及び 休日	午前9時か ら翌日の午 前8時まで
				眼科 ・耳鼻 咽喉 科		日曜日及び 休日	午前9時か ら午後12時 まで

福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例案説明資料

I 小児救急医療体制の現状について

1 福岡市の小児救急医療体制



【急患診療センター・急患診療所の内科・小児科の体制】

施設名	診療日	診療時間	診療体制 ^{※3}		
			医師 ()は、小児科	看護師数 ()は、小児科	
急患診療センター (内科・小児科)	平日	午後7時30分～翌朝7時	4 (2)	6 (3)	
	土曜・盆	午後7時～翌朝8時	4 (2)	6 (3)	
	日曜・休日 ^{※1}	午前9時～翌朝8時	4 (2)	8 (4) ^{※5}	
急患診療所 (内科・小児科)	日曜・休日 ^{※2}	午前9時～午後5時	東	2 ^{※4}	4 (2)
			博多	1 ^{※4}	2 (1)
			南	2 ^{※4}	4 (2)
			城南	1 ^{※4}	2 (1)
			西	1 ^{※4}	2 (1)

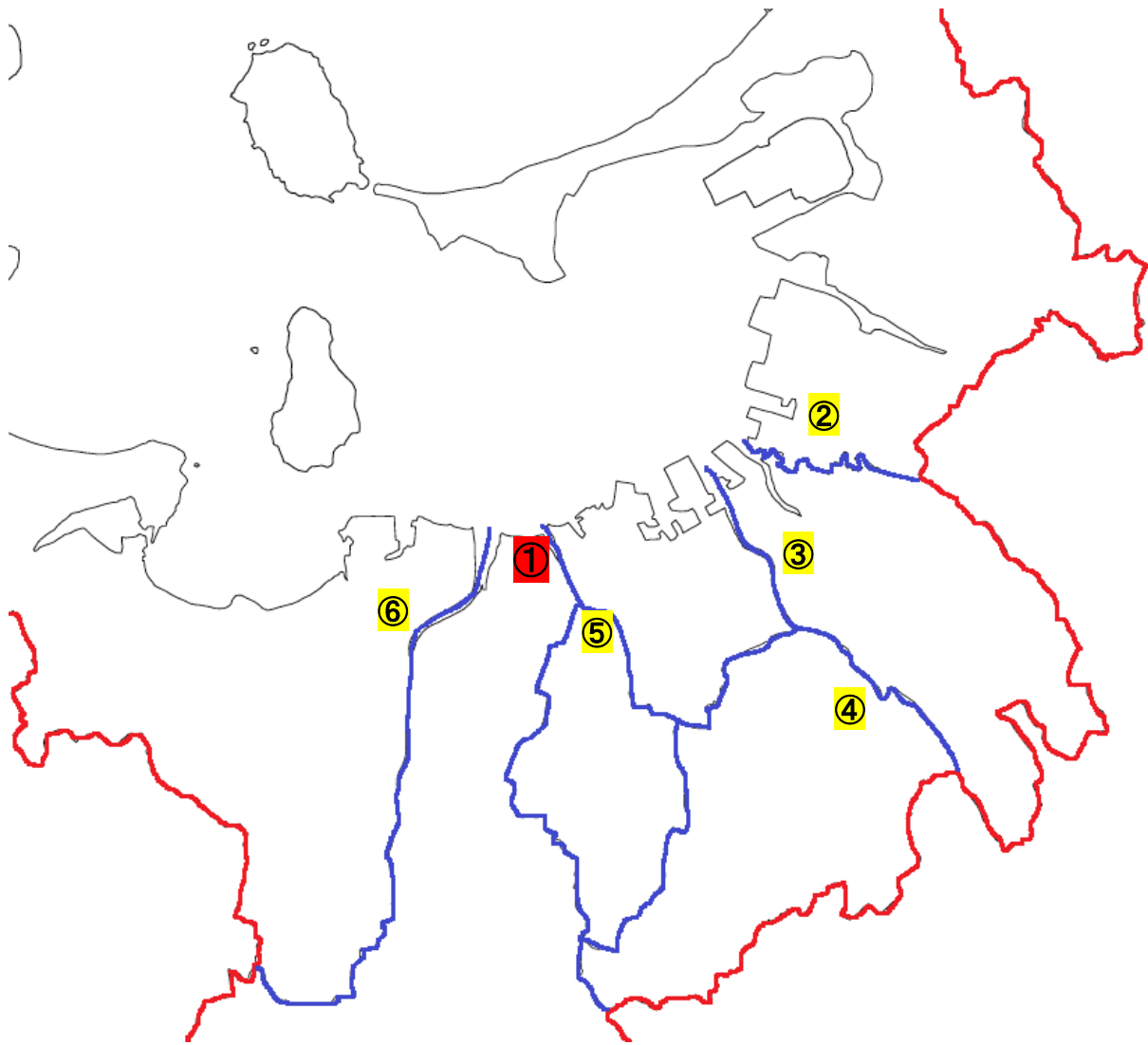
※1 年末年始の診療：急患診療センター（診療時間：午前9時～翌朝8時）

※2 年末年始の診療：東・南・西急患診療所のみ（診療時間：午前9時～深夜0時）

※3 ゴールデンウィーク，年末年始等，繁忙期は増員

※4 主として，「小児科を併科標榜する内科医」が出務

※5 深夜帯は「6 (3)」



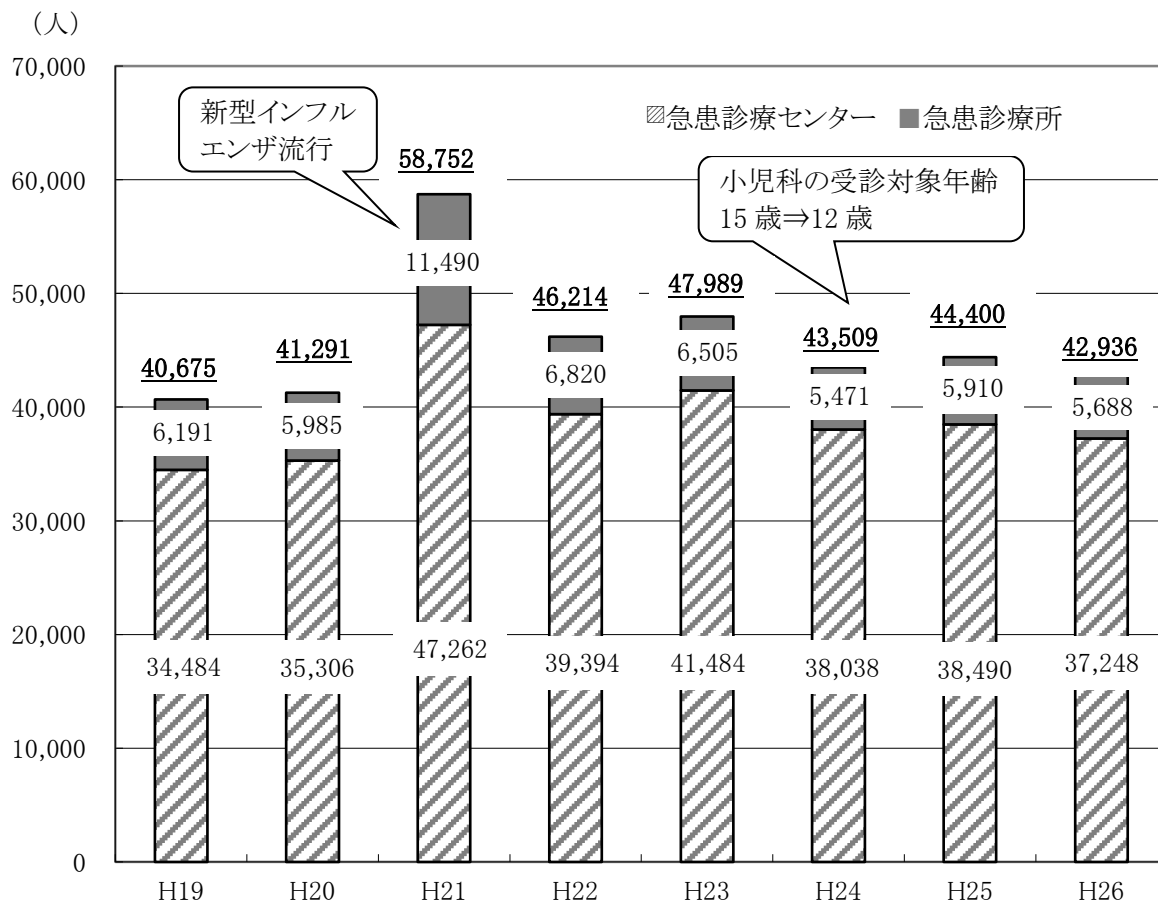
(小児科救急医療体制検討会報告より)

凡例	
—	市の境界線
—	区の境界線

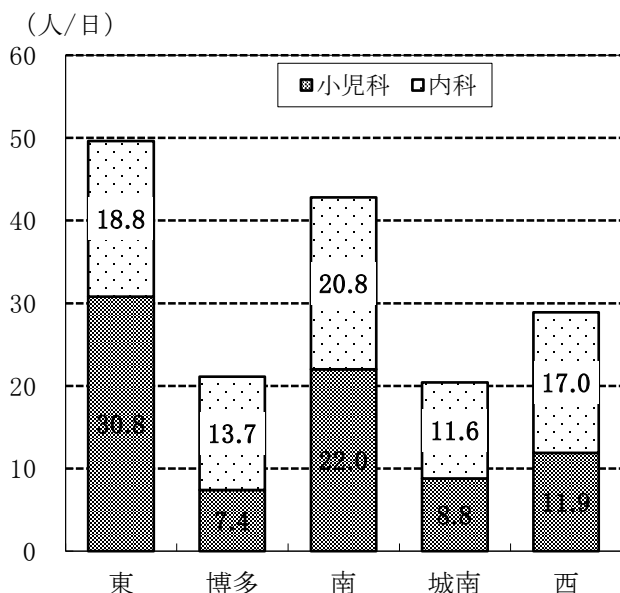
◇急患診療センター・急患診療所

記号	医療機関名
1	急患診療センター
2	東急患診療所
3	博多急患診療所
4	南急患診療所
5	城南急患診療所
6	西急患診療所

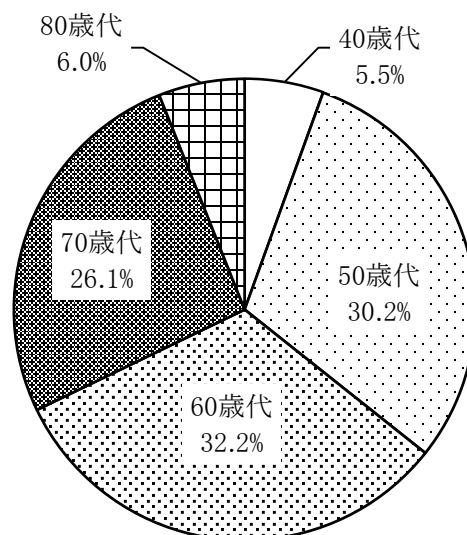
図表 1 急患診療センター小児科, 急患診療所小児科の患者数



図表 2 急患診療所の 1 日あたりの受診者数 (平成 24 年度～平成 26 年度平均)



図表 3 小児科を併科標榜する内科医 (市内科医会会員) の急患診療所 出動状況 (平成 26 年度)



【参考】

急患診療センター小児科
 (日曜・休日・年末年始) 260.2 人/日
 [昼間 131.4 人/日, 準夜 100 人/日, 深夜 28.7 人/日]

【参考】

小児科を併科標榜する内科医
 (市内科医会会員) の平均年齢
 67.3 歳 (H26 年現在)
 人数: H14 年度 97 人 → H26 年度 59 人

2 土曜日午後の対応

土曜日については、ほとんどの小児科開業医は午前中のみでの診療であり、午後は急患診療センターが診療開始する（午後 7 時）までの時間帯は、小児一次救急医療が手薄となっている。（小児科救急医療体制検討会報告による）

図表 4 土曜日に診療する市内の小児科標榜の病院・診療所

午前	167 施設
午後	20 施設

※ 「ふくおか医療情報ネット」のデータ (H27. 11. 27 現在) を基に作成。

※ 「午前」は午前 10 時時点で、「午後」は午後 3 時時点で受付を行っている施設数。

II これまでの経緯

市医師会の要望（平成 24 年 2 月）

小児科の臨床経験豊富な内科医の減少や高齢化により、急患診療所への出務医師の確保が困難となっていることから、比較的受診患者が少なく、急患診療センターに近い、博多・城南・西急患診療所の小児科標榜廃止について、医療安全上の観点からも検討いただきたい。



「小児科救急医療体制検討会」での検討（平成 24 年 11 月～平成 26 年 2 月 計 6 回）

(1) 小児科救急医療体制検討会の委員構成

- ◇医療関係者（福岡市医師会，福岡地区小児科医会，福岡地区小児科勤務医会，九州大学病院，福岡大学病院，こども病院）
- ◇学識経験者（九州大学大学院教授）
- ◇行政（保健福祉局，消防局）

(2) 結論

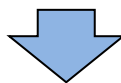
- ① 博多・城南・西急患診療所については標榜科目を内科のみとし，小児一次救急医療については、急患診療センター及び東・南急患診療所への集約化を図る必要がある。また，その中心となる急患診療センターの体制の増強を図る必要がある。

急患診療所に出務する医師の現状・課題

- 医療の専門分化により 出務医師（小児科併科標榜の内科医）が高齢化。数も減少。



- 一部の医師に出務が集中し，医師の負担が限界



- ・急患診療センター 215.1 人(138.8 人)
- ・東急患診療所 49.5 人(30.8 人)
- ・博多急患診療所 21.1 人(7.4 人)
- ・南急患診療所 42.9 人(22.0 人)
- ・城南急患診療所 20.4 人(8.8 人)
- ・西急患診療所 28.9 人(11.9 人)

※1 日あたりの内科・小児科患者数
(カッコ内は 1 日あたりの小児科のみ患者数)



・急患診療センター ⇒ 体制の強化を検討

- ・東急患診療所
- ・南急患診療所

※博多・城南・西急患診療所は内科のみとする

・小児科の患者が比較的少ない

② 土曜日の午後において、急患診療センター小児科の診療開始時間の前倒し（午後7時から午後5時へ）を図る必要がある。

土曜日午後の対応の現状・課題

- 土曜日の午後は小児一次救急医療が手薄
 - ・診療する小児科開業医が少ない
 - ・急患診療センターの診療開始時間は午後7時
- 保護者アンケート調査『急患診療センターの診療時間を早めてほしい』



土曜日における急患診療センター小児科の診療開始時間を午後5時に前倒し



市医師会より再度要望（平成27年8月）

平成24年2月の本会からの要望については、平成24年11月に設置された小児科救急医療体制検討会においても課題として取り上げられ、「小児一次救急医療体制については急患診療センターおよび東・南急患診療所への集約化を図る」との意見が取りまとめられたところである。

については、検討会の意見を受け、博多・城南・西急患診療所の小児科標榜廃止について早期に実施されるよう要望する。

Ⅲ 福岡市の方針

- 1 博多・城南・西急患診療所については標榜科目を内科のみとし、小児一次救急医療については、急患診療センター、東急患診療所および南急患診療所の3カ所へ集約化する。
- 2 急患診療センターの機能強化のため、土曜日における急患診療センター小児科の診療開始時間を、午後7時から午後5時に前倒しする。

2 一般議案

議案第 259 号

福岡市健康づくりサポートセンターに係る指定管理者の指定について

1. 議案提出の理由

本市が設置する福岡市健康づくりサポートセンターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2. 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市健康づくりサポートセンター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市医師会・鹿島建物共同事業体

代表者 福岡市早良区百道浜一丁目 6 番 9 号

一般社団法人 福岡市医師会

東京都新宿区市谷本村町 2 番 1 号

鹿島建物総合管理株式会社

(3) 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3. 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ・健康づくり、生活習慣病予防等に関する相談、普及・啓発、各種教室の実施
- ・総合健診、糖尿病の重症化予防事業の実施
- ・施設の管理運営

(2) 応募資格

- ・法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- ・グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体(他の団体は構成団体とする)を定めること
- ・応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、市内に事業所を置くものであること

(3) 応募者

1 団体 福岡市医師会・鹿島建物共同事業体

(4) 福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者選定・評価委員会

選定・評価委員 5 名

- ・学識経験者 樗木 晶子(九州大学大学院医学研究院保健学部門教授)
- ・学識経験者 岡田 靖(九州医療センター臨床研究センター長)
- ・学識経験者 馬場 英司(九州大学大学院医学研究院九州連携臨床腫瘍学講座教授)

- ・財務専門家 信太 裕之(信太公認会計士事務所公認会計士)
- ・地域代表者 亀岡 正茂(福岡市衛生連合会会長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 平成27年7月13日(募集要項及び審査基準決定)
- ・募集要項配布期間 平成27年7月30日から平成27年8月21日まで
- ・応募期間 平成27年9月14日から平成27年9月18日まで
- ・第2回選定・評価委員会 平成27年10月26日(応募者へのヒアリング及び審査)

(6) 委託料の上限額

平成28年度：456,028千円

4. 選定結果

(1) 審査基準

審査基準		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	◎センターの設置目的を理解している。 ◎利用者への理解や配慮をする取組み姿勢や意欲がある。
B	管理運営のための十分な能力があるとともに、経費の縮減が図られていること	60点	◎管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。 ◎業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ◎人材の育成計画、危機管理・安全対策、個人情報の保護、環境への配慮などについて十分な対応・措置が出来ている。 ◎施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 ◎収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの機能が十分発揮できるような取組みがなされていること	90点	◎生活習慣病を主体に一次予防から三次予防までを包含する総合的な健康づくりのサポート施設として、総合健診及び糖尿病の重症化予防事業をはじめ各種事業を適切かつ効果的に遂行できる。
D	その他	35点	◎福岡市に主たる事務所を有している。 ◎その他独創的な取組みを提案している。
合計		200点	

(2) 審査結果

応募者名	審査基準		配点	評点 (委員5名の平均)	適格性
指定候補者 福岡市医師会 ・鹿島建物 共同事業体 提案額 <u>454,934千円</u>	A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	13.2点	適格
	B	管理運営のための十分な能力があるとともに、経費の縮減が図られていること	60点	49.0点	
	C	センターの機能が十分発揮できるような取り組みがなされていること	90点	75.6点	
	D	その他	35点	24.6点	
	合計		200点	162.4点	

(3) 選定結果

上記の審査結果及び、下記の理由により、福岡市医師会・鹿島建物共同事業体を指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・施設の事業運営に関して、専門性が確保され、的確な実施が期待できる。
- ・これまでの施設管理業務の実績を活かし、施設の実情に沿った提案がなされている。また、経費の縮減にも努力している。
- ・施設の設置目的を踏まえ、利用者のニーズに応じた事業展開及び安全かつ円満な管理運営が期待できる。